

令和2年度第1回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	書面にて開催	
委員	委員長	尾花 真理子 :弁護士
	委員	堀江 正之 :日本大学商学部教授
	委員	郷田 桃代 :東京理科大学工学部教授
抽出案件	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>委員会開催にあたり 委員長に 尾花 真理子 委員 を選任した。</p>	
工事	1件	
(小計)一般競争	1件	
公募型及び工事希望型指名競争	-	
指名競争	-	
随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等	1件	
物品又は役務等	1件	
合 計	3件	
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

別 紙

委 員	海 上 保 安 庁
<p>抽出事案の審議            &lt;工事：一般競争契約&gt;            「仙台航空基地エプロン冠水対策工事」            (第二管区)</p> <p>応札者1者の原因について、ヒアリングから、震災復興関連工事の他の受注との関係で技術者確保が困難なため入札参加を見送ったと考えられています。当地域では現在も概してそのような傾向がみられるのか、当事者へのヒアリング以外で、確認されていることがあればご教示下さい。</p> <p>本件工事の応札者について、仙台航空基地の既存の工事实績との関係、あるいは、周辺工事との関係がありますか。</p> <p>積算参考図書に掲載されていない物品等の見積りを提出した者は誰ですか。</p> <p>応札金額に関連して、建設物価、積算資料等の積算参考図書に掲載されていない物品等の価格については、1者から参考見積書を取得したとありますが、この内容と取得先の業者をご教示下さい。</p> <p>予定価格は、予め公表されている空港請負工事積算基準及び平成31年度公共工事設計労務単価等にて計算できるものを算定し、さらに積算参考図書に掲載されていない物品等の価格については、落札業者の入札書類に記載</p>	<p>参加を促した業者7者に聴取したところ、当地域においては現在でも技術者確保が困難な状況が継続していると聞いています。</p> <p>なお、当事者へのヒアリング以外での確認は行っていません。</p> <p>本件工事の落札者は、過去、仙台航空基地に関連する工事实績はございません。</p> <p>また、周辺工事との関係もございません。</p> <p>入札参加予定者（1者）から見積書を入手しました。本件工事の落札者です。</p> <p>規格品外の形状・大きさとなるコンクリート製の側溝・埋設用排水路の価格について、工事業者6者に市場調査を行うも困難との回答があり、結果として当該応札者のみから参考見積書を取得しています。</p> <p>入札参加予定者から参考見積書を徴取・精査し、空港請負工事積算基準に基づき積算した額と比較したところ、積算した額のほうが安価であったことから、これを予定価格としました。</p>

<p>の価格を基準に算定し、それを合計して、改札日の前日に、予定価格として決定したとも推測されますが、予定価格の決定方法についてご教示ください。</p> <p>抽出理由に対する説明において、「参加を促した業者」、「他の同種工事業者」、「請負業者」は、全て同一の事業者で、結果的に落札した業者と理解してよいでしょうか。</p>	<p>積算参考図書に掲載されていない物品等の価格については、入札書類ではなく応札者の参考見積書によるものです。</p> <p>「他の同種工事業者」は、「参加を促した業者」と同様に1回目の公告において参加を促していた7者です。</p>
<p>&lt;コンサル：一般競争契約&gt; 「名護船艇用品庫等地盤調査業務」 (第十一管区)</p> <p>予定価格算定において、諸経費については割合(17%、10%等)をかけて算出していますが、当該割合は貴庁の内規で定められているのかご教示ください。</p> <p>予定価格と落札価格の乖離の原因は、機材と諸経費の低い価格にあり、人工の単価および数量の点は大きな影響はないと分析されていますか。</p> <p>300万円台、400万円台の入札価格をいれている者それぞれ3者、2者いますが、落札者以外のそれらの者における予定価格と入札価格</p>	<p>諸経費の割合については、当庁の内規で定めているのではなく、経済調査会が発行している「設計業務等標準積算基準書」、沖縄県磁気探査協会が発行している「標準積算基準磁気探査」により算出しています。</p> <p>予定価格と落札価格の乖離については、落札業者による自社機材での対応及び諸経費の圧縮によるもので、人工の単価及び数量は大きな影響はないと分析しています。他にも入札時期による市場の公共事業に対する需要の高さ及び新型コロナによる建設工事関連の開発が鈍化し、それに伴う各種測量調査等も減っている状況で、是が非でも受注を確保したいとの偶然的な要因があったと分析しています。</p> <p>分析の結果、落札者と同じでした。</p>

<p>の乖離の原因も、落札者と同じと分析されていますか。</p> <p>今回の入札結果に基づき、仕様書の書き方や予定価格の算定方法に改善すべき点があると分析されていますか。それとも、今回の入札価格の低さは、入札手続き時期による市場の公共事業に対する需要の高さによるもので、特に改善すべき点はみあたらないと分析されていますか。</p>	<p>今回の入札結果については、入札時期による市場の公共事業に対する需要の高さ等によるものと分析していますが、今後も仕様書の書き方や予定価格の算定方法に改善すべき点があれば検討していくことといたします。</p>
<p>&lt; 物件借入：随意契約 &gt; 「鹿児島巡視船基地用地借上」 (第十管区)</p> <p>基地計画に関する合意書について、その適切性等につき、いかなる部署でどのような者がチェックされているか、また、外部の法律専門家のチェックを得るような仕組みになっているのか等具体的にどのようなチェック体制をとられているのでしょうか。</p> <p>鹿児島県港湾管理条例の使用料は、場所/建物の独占的・排他的な使用の対価を意味しますか。独占的・排他的な使用とは、他の者は使用できず、貴庁のみが使用できるという意味でお伺いしています。</p> <p>共用通路通行料および工事用ヤード使用料は、他の使用料の半額で計算されていますが、使用の形態は、他の建造物および場所と異なりますか。</p> <p>異なる場合には、その態様をご教示ください。</p>	<p>巡視船基地計画に基づき、継続的な土地利用、維持管理に関する費用負担の適正性の観点から、海上保安庁装備技術部施設補給課及び第十管区海上保安本部経理補給部にて合意内容の相互確認を行っていますが、外部の法律専門家のチェック等は受けていません。</p> <p>県管理の港湾施設用地の使用許可書に「使用者以外の者に使用させないこと。」と記載されており、県から使用許可を受けた者以外の者(第三者)の使用は禁止されています。</p> <p>共用通路については、専用通路とは異なり主に当庁(第十管区海上保安本部)及び七ツ島バイオマス発電所関係者が共用で使用する通路となっています。</p> <p>また、工事用ヤードについては、岸壁エプロン及び建物敷地等とは異なり工事に必要な資材等の一時的な仮置き場として使</p>

<p>専用でない場合の使用料の算定方法が、頻度なのか、条例等の規則によるのか等の根拠を知りたいと考えております。</p>	<p>用しており、工事ヤードについては、一時的な使用ではありますが第三者との共用ではなく専用となります。</p> <p>一時的な工事施工に伴い土地を専用する場合は工事用ヤードとなり、建物等を建設のうえ永続的に専用する場合は建物敷地として区分されます。</p> <p>なお、共用通路通行料および工事用ヤード使用料は、請負業者側からの提示額であり、算定根拠は示されていません。</p> <p>当庁内での妥当性の判断としては、共用通路については、当庁(第十管区海上保安本部)及び七ツ島バイオマス発電所関係者の2者が共用で使用する通路となっており、専用部分の半額とされているものと認識し妥当と考えています。</p> <p>工事用ヤードについては、共用ではなく専用となりますが、鹿児島県条例に定める同種の使用料等を参考とし比較検討したところ建物等を建築する港湾施設用地の単価が「150.72 円」に対し、工事等で使用する野積場の単価は「75.83 円」となっており、請負業者側の建物敷地使用料に係る提示額と同様概ね半額の関係性で安価となっていることから妥当であると判断しています。</p>
--	---

<p><b>審議の結果</b></p> <p>入札・契約手続きは適切に行われている。</p> <p>1 件目の「仙台航空基地エプロン冠水対策工事」について、復興工事で人材が確保できない状況が続いていると思われる宮城県での調達に際しては、できる限り十分な入札期間をとるなど、より一層の配慮を続けてほしい。</p> <p>また、2 件目の低額での複数の入札者があった「名護船艇用品庫等地盤調査業務」については、貴庁による市場調査等の適切な情報収集や離島という地理的特性に鑑みた等級の拡大等といった適切な配慮の成果と評価できる反面、公告日及び契約日が年度当初であったことや新型コロナの影響によって遊休人材や機材等の活用が図れたといった、い</p>
--

わば偶然的な要因の影響によるものとも考えられるので、広報や情報収集をはじめとしたより一層の努力を続けてほしい。

最後に、随意契約により調達した3件目の「鹿児島巡視船基地用地借上」については、随意契約を選択する合理的な理由があると考え。はじめから当地ありきといったものではなく、鹿児島県はもとより沖縄県内まで広げて検討対象とされていることは評価できる。

以 上